

「言論表現の自由」の現在[®] —治安・秘密保護法制の戦前・戦後比較からの認識—

高木 強*

はじめに

特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）が2014年12月10日に施行された。この法案の審議・成立過程では多くの批判、反対意見が提示された。その論点の一つが言論・表現の自由を危うくするものだと批判である。この法律への懸念、批判は成立後も根強く存在する。政府は、特定秘密保護法に関する統一的な運用基準案や関連政令案に対して、パブリックコメントを14年7月下旬から募集したが、約1か月間で寄せられた2万3820件のうち、半数以上が条文見直しや法自体の廃止を求めるものだったという（東京新聞14年9月10日付夕刊）。運用基準および関連政令は14年10月14日に閣議決定された。

本研究の目的は、2014年末に同法が施行されるという現在における「言論・表現の自由」がどのような状態にあるのかを確認することにある。自由の状況を定量的に計ることは困難である。そのため、戦前・戦時中の治安・言論立法、秘密保護法制と現在のそれとを比較し、相似・相違点を抽出することで、われわれが今置かれている状況を認識する手がかりを得ようとの試みである。

1. 特定秘密保護法に対する懸念

(1) メディア側からの批判

特定秘密保護法の賛否をめぐって、新聞をはじめとするメディアの論調は分かれたが、多くはその立法に反対もしくは批判的なものであった。特定秘密保護法（案）に対して表明された意見のうち、「言論・表現の自由」との関連に絞ってみても、「政府や行政機関の運用次第で、憲法が保障する取材・報道の自由が制約されかねない。結果として、民主主義の根幹である『国民の知る権利』が損なわれる恐れがある」（日本新聞協会、2013年10月2日）、「情報の漏洩（内部告発）や取得（取材活動）が処罰されることになれば、国民は政策選択における必須の重要情報を知る機会を失うこととなりかねない。…市民の知る権利が侵害されることは、同時に取材・報道を行う側の取材・報道の自由が侵害されることを意味する」（日本ペンクラブ、13年9月17日）、「そもそも、国家機密保持の強化を狙うこの法案は、『知る権利』を担保する『情報公開法改正案』、『公文書管理法改正案』とセットで議論されるべきものである。それを棚上げして秘密強化のみを進めること自体、国民主権の空洞化につながるもので認めがたい」（日本雑誌協会・日本書籍出版協会、13年10月25日）などである。そして法案が成立した13年12月6日にも「国会審議において、政府は『取材・報道の自由には十分な配慮がなされ、国民の知る権利が損なわれることはない』旨を繰り返し明言してきましたが、その質疑においても不安視する意見がなくなることはなく、多くの国民

*たかぎ つよし 日本大学法学部新聞学科 非常勤講師

や報道機関の懸念が払拭されるに至ったとは言い難いと考えます」(日本民間放送連盟)との声明が出された。

その後、政府が特定秘密保護法の運用基準を閣議決定した14年10月14日にも、日本ペンクラブ、雑誌協会・書籍出版協会、民放連などが法施行や運用への反対、懸念を表明した。

(2) 取材・報道への影響

取材・報道への影響に関して、さらに具体的に批判されている点を、日本弁護士連合会「秘密保護法とは何か?~その危険性と問題点~」(14年3月25日)から抽出する。

特定秘密保護法は、何を特定秘密とするかの権限を行政機関の長に委ねている(第1条)ことから「政府による違法な行為についての情報も特定秘密に指定され得る」との点が問題視される。その結果、「国会による国際条約の承認権限が虚偽説明によって侵害されたことを暴いた記者が逆に処罰された西山記者事件のような事件が再び起こる危険性」があり、違法な盗聴や通信傍受が秘密裡に行われたとしても「(これらの)実態を暴くことが犯罪になってしまいかねない」という。

取材行為への萎縮効果の懸念も示されている。「特定秘密」の不明瞭さに加え、共謀・独立教唆行為の処罰(第25条)が予定されている。そのため、秘密保護法の処罰範囲が極めて不明確で、処罰対象は無限定に広がりかねないとし、「現在認められている通常の報道活動がある日突然犯罪行為として指摘され、処罰される可能性」があり、「取材者は、取材活動が処罰対象となるか否かを的確に予測することができず、処罰を避けるために秘密と思われる情報に対する取材活動を自己抑制せざるを得ないため、取材の自由に対する萎縮効果は計り知れません」と指摘する。また、特定秘密を取得する行為を規定した第24条1項(「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」)に関しても、「管理を害する行為」の解釈によっては、「通常の交際関係も問題とされ、報道関係者の取材活動などは大きな危険にさらされかねません。報道関係者等は、曖昧な規定により処罰されることをおそれ、取材行為を萎縮させてしまうでしょう」と問題視する。

さらに、参考人、証人として報道関係者が強制捜査の対象となった場合、取材メモや記録媒体が押収され、「報道活動に多大な支障が生じる」可能性にも言及している。そして、法において取材・報道への配慮規定(第22条)が盛り込まれているものの、努力義務規定でしかなく、同条に該当するかどうかの判断は処罰しようとする政府側にあるという。

このほか、「特定秘密」の取扱者を選定するにあたり「適性評価制度」が設けられたことに関連して、「国民のプライバシーを侵害し、国家が正当な表現活動に介入することを許容するもの」と批判する。

2. 治安・言論法制比較

上記の日弁連の指摘では、「危険性」「可能性」などの表現が多く使われている。法施行前であり、それらの懸念が現実のものとなるかどうかは、法の運用次第ということになるのだろうか。

法律の適正な運用を検討するため設置された情報保全諮問会議の座長を務める渡辺恒雄読売新聞

グループ本社代表取締役会長・主筆は、第1回会合（14年1月17日開催）で、「治安維持法の復活であると一部のマスコミや、本法の反対者が声高に主張しているが、治安維持法の下での特高警察及び憲兵による恐怖政治を実体験した最後の世代が自分である。治安維持法は、広範な拡大解釈の余地を残す悪法であったが、特定秘密保護法は極めて明確で、二重、三重に拡大解釈の濫用を縛っている」「他方、過去のスパイ事件には新聞記者が絡んだものもある。今後、不必要に拡大解釈をして言論報道の自由を抑圧するようなことはあってはならないという視点からも、報道界に身を置く者として、必要な主張をさせていただく」（議事要旨）と発言している。

言論・表現の自由との関係では戦前・戦時中にはどのような法制度が存在したのか。終戦直後、連合軍占領軍は日本政府に対して、「直ちに新聞及び通信の自由に対する平時並びに戦時に於ける制限諸法令施行の手續を即時無効ならしむる処置」をとるよう指示した（「新聞言論の自由に関する追加措置」1945年9月27日）。この覚書で挙げられた制限諸法令は、新聞紙法、国家総動員法、新聞紙等掲載制限令、新聞事業令、言論出版集会結社等臨時取締法、同施行規則、戦時刑事特別法、国防保安法、軍機保護法、不穩文書取締法、軍用資源秘密保護法、重要産業団体令・施行規則であった。さらに、GHQは45年10月4日に「自由の指令」あるいは「人権指令」とも呼ばれる「政治的、市民的及び宗教的自由に対する制限除去の件」で、治安維持法、思想犯保護観察法、同施行令、保護観察所管制、予防拘禁手続令、予防拘禁処遇令などの廃止、適用停止を指示した。

「言論・表現の自由」の状況を比較しようとするれば、これら法制度と、特定秘密保護法をはじめとする戦後の治安制度を網羅し、戦前と戦後の法制度の仕組み、警察・司法制度、軍制、国際情勢、政治的・社会的状況などの違いをも考慮した総合的な研究が求められる。しかし、本稿では、法律の条文などを中心に必要最小限にとどめて比較整理してみたい（221ページの表「戦前・戦後の主な秘密保護・治安法制」参照）。以下、冒頭で述べた目的のとおり、戦前の治安維持法をはじめとする治安・言論立法下の状況と戦後の状況を比較する。まず、秘密保護法制から見てみたい。

（1）秘密保護法制比較

現行の主な秘密保護関連法としては、特定秘密保護法以外にも、国家公務員法、自衛隊法、日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法などが存在する。

まず、国家公務員法（1947年制定）では、「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする」（第100条）と、公務員の全般的な守秘義務規定が存在し、罰則（第102条）もある。日弁連が例示した西山事件では、第100条の行為を「そそのかし」たとして、西山記者の行為が、国家公務員法第111条（「第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する」）に該当するとして逮捕、最高裁もこれを認めた。地方公務員法、自衛隊法でも同様の守秘義務、罰則、ほう助の諸規定が存在する。

自衛隊法（54年制定）ではさらに、「防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものを防衛秘密として指定」（第96条の2）し、守秘義務違反には処罰規定がある（第122条）。別表の内容は特定秘密保護法での「防衛に関する事項」と同様である。

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（54年制定）は、日米間の相互防衛援助協定等に伴い米国から提供された装備品等の情報のうち、「特別防衛秘密」を「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもって、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者」「わが国の安全を害する目的をもって、特別防衛秘密を他人に漏らした者」「特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたのもの」には罰則を科している（第3条）。このほか、日米秘密軍事情報保護協定も存在する。

そして、特定秘密保護法で規定する保護の対象は「行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」で、行政機関の長が特定秘密として指定するものである（第1条）。「別表」では①防衛、②外交、③特定有害活動（スパイ活動等）の防止、④テロリズムの防止一に関する事項がそれぞれ列記されている。

特定秘密情報を取り扱う公務員、民間の適合事業者の従業員は適性評価を受け、その情報を漏らした者には刑事罰が科せられる。

次に、上記の項目に対応する戦前・戦中の法制度をみる。

まず、公務員の守秘義務全般を定めた法令としては、1887（明治20）年に勅令によって制定された官吏服務紀律がある。「官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス」（第4条）、「官吏ハ私ニ職務上未発ノ文書ヲ関係人ニ漏示スルコトヲ禁ス」（第5条）。違反に対しては懲戒処分のみで、刑事罰はなかった。

新聞紙条例の延長線上にある新聞紙法（1909〔明治42〕年制定）では、陸・海軍大臣、外務大臣は新聞に対して、軍事、外交に関する事項の掲載を禁止または制限する権限があった（第27条）。また、内務大臣には「安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ発売及頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押」する行政処分権が与えられた（第23条）。同法ではこのほか、「皇室ノ尊厳ヲ冒シ政体ヲ変壞シ又ハ国憲ヲ紊乱セムトスルノ事項」を掲載した場合の禁錮・罰金刑を定めていた（第42条）。第27条による命令に従わない場合、第42条違反の場合には、裁判所は発行禁止の権限を有していた（第43条）。ジャーナリズム史で有名な朝日大阪の「白虹事件」（1918〔大正7〕8年）では、新聞紙法23条により発禁処分を受け、内務省は同法41条（「安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ発行人、編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス」）を適用し、告発した。

出版法（1893〔明治26〕年制定、1934〔昭和9年〕年改正）にも同様の条文があった。出版法ではこれらに加え、「外交軍事其ノ他官庁ノ機密ニ関シ公ニセサル官ノ文書及官庁ノ議事ハ当該官庁ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス」（第18条）、「軍事ノ機密ニ関スル文書図画ハ当該官庁ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス」（第21条）との規定があった。新聞紙法、出版法は言論・報道を直接規制することができる条文を盛り込んだ言論規制立法であった。

齊藤豊治は「明治末期に完成した機密保護法制では、軍事機密が国家機密のなかで他をよせつけない優先的地位を与えられ、多面的に保護されていたのに対して、軍事機密以外の国家機密は、新聞・出版規制による保護が主であり、官吏の機密漏示は刑事制裁の対象となっていなかった。これが大きく変化するのは、一九三〇年代後半以降の戦時機密保護法制下である」（齊藤豊治 1987：8）

と分析している。

軍事機密関連では、旧刑法や陸・海軍刑法での間諜罪規定があったが、「敵国」への情報提供を前提としており戦時に限定して適用された。日清戦争を経て、要塞地帯の形状の測量や撮影等を禁止した要塞地帯法（1899〔明治32〕年制定）、軍事上の秘密の漏洩等に対する処罰規定を盛り込んだ軍機保護法（1899年制定）などが制定され、軍事機密保護のための制度整備が開始された。

第1次世界大戦への日本参戦に前後して（1914年8、9月）、新聞紙法第27条に基づき、海軍省、陸軍省、外務省が相次いで、軍機軍略、外交に関する事項（海軍＝艦隊艦船の編制役務現況及行動に関する事など8項目、陸軍＝動員せし軍隊の員数、兵種、隊号に関する事など12項目、外務＝帝国と支露英米仏等との関係に関する全然事実無根の報道又は過激なる挑発的記述など5項目）の掲載を禁止する命令を発し、原稿を掲載前に提出させた（中園裕 2006：25）。これなどは、参戦という事態に合わせた一時的な措置であった。

満州事変を経て、日中戦争へと向かう中で、日本は常時的な戦時体制を整え、それに合わせた言論規制立法が次々と構築されていった。

1936（昭和11）年には、新聞や雑誌などに限らず、ビラ等も取り締まりの対象とする不穩文書臨時取締法が成立した。1937年に軍機保護法が全面改正され、軍機の種類・範囲を規定する。

国家総動員法（1938年制定）は、「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得」（第20条）と、ほぼ無制限に近い報道規制ができる条項を盛り込んだ。同法では「総動員業務ニ従事シタル者其ノ業務遂行ニ関シ知得シタル当該官庁指定ノ総動員業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ漏泄又ハ窃用」「公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル当該官庁指定ノ総動員業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ漏泄又ハ窃用」に対しても罰則規定を設けた（第44条）。「総動員業務」とは、「総動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ関スル業務」「国家総動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ関スル業務」「国家総動員上必要ナル金融ニ関スル業務」など（第3条）で、秘密範囲が膨張している。また、公務員だけではなく、「総動員業務」に従事している民間人にも守秘義務を課した。1939年には軍用の人的・物的資源等の情報が外国に漏れることを防ぐため軍用資源秘密保護法が制定されている。

そして日独伊3国同盟が成立し、大政翼賛会が発足した翌年1941年1月、国家総動員法第20条に基づく勅令「新聞紙等掲載制限令」で、総動員業務に関する官庁の機密、軍機保護法による軍事上の秘密、軍用資源秘密保護法による軍用資源秘密の掲載を禁止し、外交上、財政上などの秘匿事項、「其ノ他国策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項」（第2条）の掲載禁止権限を首相に付与した。

同月には軍事機密に限らず国家機密全般の漏洩、公表、収集等を禁止する国防保安法が制定された。同法での国家機密とは「国防上外国ニ対シ秘匿スルコトヲ要スル外交、財政、経済其ノ他ニ関スル重要ナル国務ニ係ル事項ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノ及之ヲ表示スル図書物件ヲ謂フ」（第1条）と規定されたほか、「外国ト通謀シ又ハ外国ニ利益ヲ与フル目的ヲ以テ治安ヲ害スベキ事項ヲ流布」した者にも罰則を科した（第9条）。同法ではさらに、捜査検察機関に強制捜査権限を付与しただけでなく、控訴をできなくし、司法大臣が予め指定した弁護士の中からのみ弁護士を選任できる指定弁護士制度を設けた。帝国議会での同法審議過程では、機密概念の曖昧さ、言論を萎縮させる危険性など、特定秘密保護法と同様の論点が提示されている（小田中聰樹 2014：24-74）。

そして何より、事前・事後の検閲制度が存在した。しかも、検閲当局が発禁となる可能性のある事項を事前に新聞社側に伝えるといった、内務大臣の記事差し止め命令などは、新聞紙法上の規定はなく、「検閲当局が新聞紙法の解釈を巧妙に運用」したのだという（中園 2006：22）。さらに、奥平康弘の指摘によれば、大正や昭和初期の内務官僚、行政法学者は、当時の日本の出版警察は検閲主義に対立するものとしての自由主義を採用していると主張していたとの認識状況であり、フィルム・映画脚本・演劇脚本を除いては、事前検閲は「明治政権確立当初のある期間以外は、実定法上採用されなかった」（奥平康弘 1967：137）という格好になっていた。

秘密保護法制とは直接関係はないが、政府・軍部の言論支配という点では、1930年代後半から内務省等によって進められていた新聞統合も見逃せない動きであった。41年12月制定の新聞事業令によって法的根拠が整えられ統合完成への歩を進めた。用紙配給と合わせ新聞の経営権、組織形態をも含む報道機関コントロール権限を政府が握ることとなったのである。新聞統合により、普通日刊紙は約650紙整理され55紙となった（里見脩 2011：371）。新聞紙数の減少は、言論の多様性の喪失と同時に、当局にとっては、検閲を含めた取り締まりの合理化・効率化でもあった。

(2) 秘密保護法制の類似・相違点

以上、特定秘密保護法をはじめとする現在の秘密保護法制と戦前・戦中のそれとを概観した。両者の比較から類似・相違点を次のとおりまとめる（なお、戦前と戦後の法制度の違い〔例えば、勅令や裁判制度など〕は重要な要素であるが、ここでは取り上げない）。

①戦前も戦後も、公務員の守秘義務一般を規定したうえで、特に軍事秘密を厚く保護している点で共通する。ただし、戦前の公務員の守秘義務（官吏服務規律）は刑事罰の対象となっておらず、戦時期でにおいて対象となった。また、戦時となるに伴って、国家総動員法などでは民間人（「総動員業務ニ従事シタル者」）にも守秘義務が課されていった。特定秘密保護法も民間人の守秘義務を含めている。

②戦前も戦後も、機密の範囲が軍事情報中心から、時間の経過とともに軍事以外のものも含める形で拡大している。特定秘密保護法をはじめとする現行法の秘密保護の対象は、防衛（軍事）、外交、特定有害活動、テロリズムなどを含み、幅広い。戦前の国防保安法は、軍事、外交、財政、経済などと対象を拡大させた。戦前の「国防上外国に対し秘匿することを要する」（国防保安法）と戦後の「我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」との違いがどの程度であるかは、特定秘密保護法の運用次第であろうが、保護対象は同法の制定により戦前の状況により近づき、拡大したと言える。

③戦前の秘密保護法制は、新聞などの出版物の掲載を制限あるいは禁止できた。いわばメディア規制、言論取締法という性格を有し、戦争が本格化する中でそれらはさらに厳しいものとなった。メディアへの直接規制が重んじられていたということだ。それに対して、戦後は、公務員や自衛隊員など秘密情報を取り扱う者、取材者側から見れば情報源における規制に重きが置かれている。

④そして検閲制度の有無である。戦後においては、占領期を除けば、メディアに対する検閲は制度としては存在していない。

⑤新聞や出版のインフラ、経営を政府側がコントロールできた新聞事業令のような規制法は、現在はない。一方、放送については放送関連法が存在する。

(3) 治安法制比較

秘密保護法制は「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため」（特定秘密保護法）に特定秘密を指定し、それを保護しようとする。同法は治安立法の一環とも言え両者は密接に関係する。次に、比較対象を治安法制に拡大して、第2の比較を行う。その際、特に戦前の治安立法は思想の問題とも関連するため、思想取締法にも言及する。

戦前における治安法制は、言論・表現活動、思想の自由との関連でも、思想取締制度、特高警察に代表される思想警察・検察・司法などのシステムが多層的に構築され、戦時体制へと向かうにつれ、言論・表現活動、思想の自由を奪っていった。明治政府は、大日本帝国憲法制定前から、新聞紙条例、保安条例、集会条例、演説条例などを設けていた。

集会・結社の自由に関しては、大日本帝国憲法制定後では、例えば、保安条例（1887〔明治20〕年制定）や集会及政社法（1890〔明治23〕年制定）を引き継いだ治安警察法（1900〔明治33〕年制定）で「安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集会又ハ多衆ノ運動若ハ群集ヲ制限、禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集会ヲ解散」させ、「結社ニシテ前項ニ該当スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止」（第8条）することができた。集会やデモの制限・禁止は警察官の判断に委ねられていたし、ピラ等の街頭配布の禁止権限も同様であった（第16条「街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、図画、詩歌ノ掲示、頒布、朗読若ハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作為ヲ為シ其ノ状況安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得」）。

さらに積極的な取り締まり行為を可能とする行政執行法（1900年制定）では、泥酔者、自殺企図者の保護を名目にした保護検束だけではなく、「暴行、闘争其ノ他公安ヲ害スルノ虞アル者ニ対シ之ヲ予防スル為必要ナルトキ」は予防検束が可能であった（第1条）。現行犯でなくとも「おそれ」があれば、司法の承認なく、警察力を行使できたのである。

台頭してきた共産主義の思想や運動を抑えるために制定された治安維持法（1925〔大正14〕年制定）は「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者」（第1条）を処罰の対象としたほか、組織化、加入した者だけでなく「実行ニ関シ協議ヲ為シタル者」（第2条）、「実行ヲ煽動シタル者」（第3条）、「騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者」（第4条）などに対する処罰もあった。同法は1928年、勅令による改正、41年の改正で処罰の対象を拡大、罰則を強化するとともに、共産主義だけでなく、外郭団体や労働組合、反政府活動・言論にまで取り締まりの対象を拡大していく（奥平康弘 1977、中澤俊輔 2012）。

思想取締についても、思想犯保護観察法（1936〔昭和11〕年制定）は、「治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者ニ対シ刑ノ執行猶予ノ言渡アリタル場合又ハ訴追ヲ必要トセザル為公訴ヲ提起セザル場合ニ於テハ保護観察審査会ノ決議ニ依リ本人ヲ保護観察ニ付スルコトヲ得本人刑ノ執行ヲ終リ又ハ仮出獄ヲ許サレタル場合亦同ジ」（第1条）と規定した。転向・非転向者にかかわらず思想犯を「更ニ罪ヲ犯スノ危険ヲ防止スル為其ノ思想及行動ヲ観察」（第2条）したのである。同法制定以前から法律に基づかない形で、社会主義者などを「特別要視察人」として、警察は調査対象としていたことはよく知られている。

日中戦争開始後の1938年に国家総動員法が制定される。同法では、戦時において政府は「国家

総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコト」(第4条)や「国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民及帝国法人其ノ他ノ団体ヲシテ国、地方公共団体又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ総動員業務ニ付協力セシムルコト」(第5条)が可能となる仕組みが盛り込まれた。

太平洋戦争開戦直後の1941年12月16日に新聞発行を届出制から許可制へとする規制強化などを盛り込んだ言論出版集会結社等臨時取締法が成立した(新聞事業令でも新聞発行の許可制を規定している)。1941年の治安維持法改正により、刑罰が強化されたほか、特別刑事手続き制度(第29条「弁護士ハ司法大臣ノ予メ指定シタル弁護士ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ」)、予防拘禁制度(第39条「第一章ニ掲グル罪ヲ犯シ刑ニ処セラレタル者其ノ執行ヲ終リ釈放セラルベキ場合ニ於テ釈放後ニ於テ更ニ同章ニ掲グル罪ヲ犯スノ虞アルコト顕著ナルトキハ裁判所ハ検事ノ請求ニ因リ本人ヲ予防拘禁ニ付スル旨ヲ命ズルコトヲ得」)が新たに加えられた。こうした制度を支えていたのは、特高警察であり、検察、裁判所であった(荻野富士夫 1999、2012)。戦火真ただ中の42年制定の戦時刑事特別法では、戦時での「国政変乱」「安寧秩序紊乱」を目的とした殺人、宣伝等を厳しく罰した。

治安警察法に対応する戦後現行法制度は、刑法、軽犯罪法、道路交通法あるいは公安条例など多数存在する。集会やビラ配布などといった思想、表現の自由と関連して、戦後に問題となった事件から主な法規定だけを挙げる。

ビラ配布では、最近の立川反戦ビラ事件を含めいくつかの訴訟があり、刑法第130条の住居侵入罪(「正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかつた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する」)と憲法21条との関係が論点となる。大田立て看板事件では、電柱に立て看板をかけた行為が軽犯罪法第1条33号(前段の「みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者」)に該当するかどうか争われた。

デモ行進については、道路交通法77条により警察の事前許可が必要となる。その対象は「道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者」(第1項第4号)である。

治安維持法や思想犯保護観察法のように一定の思想取り締まりを目的とした現行法は存在しない。しかし、戦後の講和条約発効で団体等規正令などポツダム政令の効力停止に伴う治安維持法制度の空白を埋めようと、1952年に破壊活動防止法が制定された。同法は「団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄与することを目的」(第1条)としている。そのうえで、刑法で規定する内乱や外患誘致、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的」(第4条)での騒乱や殺人等の行った団体に対して、公安審査委員会は、「継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがある

と認めるに足りる十分な理由があるときは」、集団示威運動、集団行進又は公開の集会を行うことを禁止したり、機関誌紙の印刷、頒布の禁止などの処分ができる（第5条）。

有事を想定した法律としては、2003年制定の武力攻撃事態法、国民保護法などが存在する。武力攻撃事態法では、「武力攻撃事態等への対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない」（第3条）としている。そして、放送機関などの指定公共機関は、「国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務」（第6条）を有し、武力攻撃事態に備えた国民保護法では、「放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、第四十五条第二項又は第四十六条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに、その内容を放送しなければならない」（第50条）ことになっている。

（4）治安法制の類似・相違点

第2の比較結果を整理すると以下のとおりである。

①戦前の治安警察法等は、思想・言論弾圧の手段として多用されていた。戦後の刑法や軽犯罪法、道路交通法などは時に政治的なビラ配布等で適用され、「本来は治安立法とはいえない法律を治安的に機能」（上田誠吉 1990：10）させることがある。戦前と比較すればその運用が相対的に抑制的だと評価することも可能であろうが、時代状況、運用によっては現在も思想、言論弾圧の法的手段として機能するということは、反戦ビラ事件などから明らかであろう。

②戦前の治安維持法に典型のように、明らかな思想取締を目的とした法制度については、例えば、破壊活動防止法も共産党をターゲットとしたものだったが、団体適用はオウム事件を機にしたもので、一定の思想弾圧を可能とするようなシステムとして稼働しているとは現時点では言えないだろう。

③戦争状態突入を想定した国家総動員法では、必要に応じて勅令によって、国民生活やメディアの制限あるいは利用が可能な条項が盛り込まれ、そのように運用された。一方、現時点での有事立法（武力攻撃事態法、国民保護法）は、多くの批判はあるものの、国民の協力は努力義務規定（武力攻撃事態法第8条）にとどまっており、指定公共機関となっているメディアに対しては、武力攻撃事態等の警報等の放送義務が課されるが（メディアの利用）、メディア独自の情報を報道することに対する規制は条文では見られない。もっとも「武力攻撃事態」となっていない以上、実際の運用は評価できない。

上記の評価・認識も、あくまで戦前と戦後の比較しての相対的なものでしかないので、とりわけ現状の認識は見方によって大きく異なるであろう。

3. 現状の認識

第1、第2の比較は、秘密保護法制、治安法制といった法制度を戦前と戦後を比べたものに過ぎない。その結果からどのような点が異なるかを簡単に整理した。次に、これまで整理した諸点を念頭に置きながら、言論・表現の自由をめぐる事象なども考慮に入れ、第3の比較をする。これまでの比較から、戦後の現時点では、特定秘密保護法制定により、秘密保護の対象は法文上では、戦前

に近づきつつある状況であり、違いは、(1)メディアへの直接的な報道規制がないこと、(2)検閲制度がないこと、(3)一定の思想弾圧を目的とした法が機能あるいは存在していないこと一だと認識する。以下、これら3点を中心にさらに検討を進める。

(1) メディアの報道規制

戦前と戦後の大きな違いの一つは、メディアの報道に対する直接規制立法の有無である。国家秘密を報道したからといって、メディアをターゲットとし、報道を罰することを明確に法文上規定した—新聞紙法や出版法のような—言論・報道規制法は、現在は存在しない。日弁連が懸念するよう—西山事件のように—特定秘密保護法で指定された秘密を報道した場合には、情報入手方法・取材の正当性や目的などが判断され、結果として処罰の対象となる可能性はある。もちろん、情報が出にくくなる、取材側からみれば入手しにくくなることは十分考えられる。メディアの報道に対する直接規制は、国家秘密に限らず、戦後もいくつか検討されたが、言論・表現の自由が損なわれるとする強い懸念や、メディア側の反対により立法者側の思い通りにはなっていない。そうした戦後の歴史、意識を含めて、言論・表現の自由を尊重しようとする考えは一定程度定着しており、“防波堤”となってきたと評価してよいだろう。今後もメディアの直接規制の試みはあるかもしれないが、そうした考えが根強く存在する限りはそう簡単には立法できないであろう。

しかし一方、既に見てきたように、メディアに限らず人々の表現・言論活動を間接的に規制できる法律は戦後、着実に増えてきていると言える。特定秘密保護法に関して日弁連が指摘するように、取材萎縮効果に加え、報道の結果が処罰対象となれば報道の萎縮効果も生じてしまう。

日弁連は、特定秘密保護法に「国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由十分に配慮しなければならない」(法22条1項)との規定に関して「むしろ、秘密保護法が知る権利や取材の自由を侵害するために、上記のような規定を盛り込まざるを得なくなったことが明らかとなっています」と批判する。法律の条文中に表現や取材の自由への配慮規定を盛り込んでいるものとしては、特定秘密保護法のほか、破壊活動防止法、公職選挙法、個人情報保護法、武力攻撃事態法、国民保護法、憲法改正国民投票法などが挙げられ、法成立時の付帯決議などを含めれば、プロバイダ責任制限法、風営法などにまで拡大する。通信傍受法には通信の秘密への配慮条項がある。

現在は、報道への直接規制こそ戦前のように存在しないが、情報源に対する規制等によって間接的規制つまり、運用次第によっては報道規制効果をもたらす法に取り囲まれている状況だとも言える。

また、これは平時においてのことであり、戦時となればどうなるだろうか。戦時ほど「国家の安全」が最優先事項となるのは当然であろう。武力攻撃事態法では、メディアを活用した政府発表の情報伝達義務の規定はあるが、報道を制限する規定は書かれていない。

戦前においては戦争が近づきにつれ、そして戦争が開始された後、メディア規制は、秘密保護法制とともに強化された。現在においても、戦時となればメディアあるいは言論・表現を直接規制しようとの動きは出現するだろう。2004年、イラク人道復興支援特別措置法に基づき、イラクのサマワへ自衛隊が派遣された際の政府とメディアの関係がどうだったのかが参考となる(木下和寛2007)。自衛隊は、取材源へのアクセスを規制し、明文化した取材ルールを守らせ、メディア側もそれに従わざるを得ない状況となった。

新聞協会、民間放送連盟と防衛庁は2004年3月11日、「イラク人道復興支援活動現地における取材に関する申し合わせ」を行った。内容は、①政府の説明責任、②表現、報道の自由の尊重、③自衛隊員、報道関係者の安全確保、④自衛隊部隊の円滑な任務遂行—の4項目であった。この申し合わせに基づいた確認事項に沿って、「イラク及びクウェートに所在する自衛隊部隊に係る立入制限区域への立入取材申請書」も作成された。立入取材員証の発行申請には、情報の取り扱いなどに関する事項への同意が必要とされた。それは、「自主的判断に基づくとこの前提ではあるが、「隊員の生命及び安全の確保並びに現地部隊の円滑な任務遂行に係る情報」については、「報道によって安全確保等に悪影響を与えるおそれがあり得ないことを十分に確信した上で報道」することに同意が求められた。そして、「安全確保等に悪影響を与えるおそれのある情報」については「例示」が掲げられ、「防衛庁又は現地部隊による公表又は同意を得てから報道」することまで記載されている。その「例示」とは、◇隊の勢力の減耗状況◇部隊の人的被害の正確な数◇部隊の将来の活動の予定・計画その他の部隊に対する攻撃や活動の妨害の計画及び実施を容易にし得る情報◇部隊行動基準自体、部隊行動基準の内容及び概要◇宿営地内の各天幕等の配置及び用途◇部隊及び隊員に係る練度、士気その他の無形の要素であって、実際に発揮し得る能力の低下又は要求水準以下での停滞を惹起しているもの」である。

先述した第1次大戦参戦時の報道規制など、戦時に当局がこうした規制措置をとろうとするのはむしろ当然だと認識すべきであろう。自衛隊派遣先のサマワは「非戦闘地域」とされていた。ましてや「戦闘地域」の場合や、武力攻撃事態法でいう「武力攻撃事態」（武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態）、「武力攻撃予測事態」（武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）となれば、現在の法制のいかんにかかわらず、当局がメディアへの“縛り”をさらに強化しようとすることは想像に難くない。

(2) 検閲制度

日本国憲法第21条では「検閲は、これをしてはならない」と規定している。「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特徴として備えるもの」（税関検査事件最高裁判決、1984年）といった狭義の事前検閲は制度的には今は存在しない。なお、「北方ジャーナル事件」の最高裁判決では「仮処分による事前差止めは、表現物の内容の網羅的一般的な審査に基づく事前規制が行政機関によりそれ自体を目的として行われる場合とは異なり、個別的な私人間の紛争について、司法裁判所により、当事者の申請に基づき差止請求権等の私法上の被保全権利の存否、保全の必要性の有無を審理判断して発せられるものであつて、「検閲」には当たらない」との考えが示されている（1986年）。

新聞紙法では、出版手続きとして届け出（第4条）、納本（第11条）、保証金納入（第12条）といった規定があり、記事掲載制限としては差し止め命令（第19、27条）、発売頒布禁止処分（第23条）、告発・検挙（第41、42条）、発行禁止（第43条）があった。検閲は、新聞は発行と同時に納本され、検閲に付された。検閲中に販売されてしまうので、重大事件発生時などでは、発禁と

なる可能性のある事項を事前に新聞社側へ通達し、当該記事を掲載させないという記事差し止め命令の措置がなされた。新聞社側は、伏せ字で、あるいは事前にゲラや原稿を検閲当局に自主的に持ち込み、判断を仰ぐという「内閲」といった手段によって処分（経済的損害にもつながる）を回避しようとしていた。内閲はいわばメディア側の自主規制、自主対応であり、それが検閲制度を効率的、持続的に運用させた側面も有していたという（中園 2006：22-23）。

そうした戦前のシステムと現在の法制度とを比較した場合、憲法第21条があり、前項(1)で述べたように、直接的な報道規制が存在しない以上、制度としての事前・事後検閲は存在するはずもない。行政機関が秘密保護対象に該当するかどうかを決定し、情報取扱者を処罰するという特定秘密保護法にもメディアによる発表禁止という直接的明示規定はない。しかし、最高裁が示した検閲の定義を、特定秘密保護法でいう特定秘密の取扱者との関係に移して見るならば、「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特徴として備えるもの」との定義にほぼ合致する。禁止の対象が直接メディア、表現者を想定しているか、情報源を想定しているかの差であり、仮にメディアや表現者が処罰の対象となるのであれば、事前と事後の違いはあれ、検閲とほとんど同じと言えなくもない。特定秘密が「思想内容等の表現物」といえるかどうかという問題もあるが、何が「国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある」かどうかの判断もまた、公表者の「思想」と関係してくるであろう。取材や報道に対する事前抑制効果が生じたり、取材・報道の結果、公表が処罰の対象となったり、本来国民が知るべき情報が知らされない事態となれば、メディアにとって同法は、間接的な検閲システムと同様の機能を有しているという評価が成り立つのではないだろうか。そうなれば、政府側にとっては特定秘密情報の「保護」であろうが、国民にとっては情報の「遮断」「隠蔽」でしかなくなる。政府においても企業と同様に、公表・非公表の情報を区別するのは当然であり、それを検閲と同等に論じることには反論が予想される。それは、政府の有する情報が誰のものであるのかという考えの違いによる問題だと考える。

さらに戦前検閲システムの教訓であるメディア側の自主規制、自主対応についても言及する必要がある。報道に対する直接的明示規定はなくとも、特定秘密保護法の処罰を回避するための自主規制が戦前の「内閲」と同じように、報道すべきかどうかを自ら判断するのではなく、当局の判断に委ねるならば、戦前の「検閲」システムと同じことになってしまう。

(3) 思想弾圧

そして、戦前と戦後の大きな違いは、当局による思想弾圧の度合いである。1950年前後の「レッド・パージ」をはじめ、占領当局・政府・企業等が一体となって一定の思想を排除した一時期を除けば、戦前との違いは大きいと言えるだろう。思想の自由は、法的にみれば、心の中での自由を保障するだけでは「法的に制限しえないものを保障するという無意味な規定」となり、「表現の自由が尊重されるのでなければ、思想は自由ではありえない」（長谷川正安 1976：154-156）。思想の自由と表現の自由は密接な関係にある。

大逆事件（1911年）を例に出すまでもなく、不敬罪をはじめとする皇室に対する罪が旧刑法では設けられ、新聞紙法でも第42条規定が存在した。治安維持法では、「国体」「私有財産制度」の

批判、つまり皇室批判や無政府主義、共産主義が直接のターゲットであったが、次第に自由主義者や反戦運動をも取り締まり対象に包含していくことになった。

また、検閲制度における報道規制の対象は、軍機だけでなく、思想にまで及んでいた。例えば、満州事変（1931年）に際しては、陸軍から依頼を受けた内務省は、軍事機密（①軍の行動中将来に亘る企図計画、②動員に関する事項、③軍隊の編制装備の内容）を掲載禁止としたほか、32年頃には、①昭和6年9月18日の皇軍の行動を目して自衛行動に非ずとなすもの、②満州に於ける自衛的軍事占拠を日本帝国の侵略行動なりとするもの、③満州に於ける皇軍の行動を帝国主義的日本資本主義の市場獲得乃至資源掠奪の為にする行動なりとなすもの、④満州に於ける皇軍の行動を軍縮の結果、一部軍閥が自己の生存権擁護の為にする軍事行動にして全国民の総意に出でたるものに非ずとなすもの、などの6項目を検閲基準に記していた（中園 2006：76-105）。一定の考えを排除し、報道・論評を禁じたのである。

満州事変後は、滝川事件（1933年）や美濃部達吉の天皇機関説をめぐる事件（1935年）があり、陸軍省がパンフレット「国防の本義と其強化の提唱」を出したのは1934年であった。そこには「思想戦対策」として「国家及全体の為め、自己滅却の崇高なる犠牲的精神を涵養し、国家を無視し、国家の必要とする統制を忌避し、国家の利益に反する如き行動に出でんとする極端なる国際主義、利己主義、個人主義的思想を芟除すること」が記載されていた。内務省が出版社に執筆禁止者リスト（馬場恒吾、清沢洌ら）を提示するのは1941年であった。

また、思想、言論の自由の弾圧は法規制によるものだけではない。桐生悠々が信濃毎日新聞で「関東防空大演習の嗤う」を書き、退社を余儀なくされたのは1933年10月であった。しかし、それは新聞紙法違反や治安維持法違反ではなく、地域の在郷軍人たちによる抗議、不買運動によってであった。それ以前からも軍部を鋭く批判してきた結果ではあるが、社会的な圧力によって言論の自由が行使できなくなっていく状況にあった。

こうした思想弾圧を現在の政府が公然と行うことはできないし、法的根拠も存在しない。現日本国憲法第19条は思想の自由を保障し、第3章において、逮捕の制約（第33条）、抑留及び拘禁の制約（第34条）、侵入、搜索及び押収の制約（第35条）、拷問の禁止（第36条）、刑事被告人の公開裁判を受ける権利（第37条）、自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界（第38条）、などが存在する。戦前の思想犯の取り締まりを目的とした“保護”や“観察”“視察”を可能とする法的根拠もないはずである。

一方で、教育現場における君が代斉唱・日の丸掲揚の強要や教科書問題などを考えれば、一定の思想の押し付け＝別の一定の思想の排除がなされている状況とも言える。そして、武力攻撃事態法や国民保護法での指定公共機関である報道機関の“利用”は、単なる警戒情報でなく、一定の思想を含んだプロパガンダとならないような措置が必要である。また、例えば、「風流夢譚」事件・嶋中事件、朝日新聞阪神支局襲撃事件のように、テロ行為による言論弾圧は戦後も発生した。14年8月の朝日新聞の従軍慰安婦報道の取り消し問題に関連して、元朝日新聞記者が務めている大学への脅迫行為（毎日新聞2014年9月30日付夕刊）などがいまも起きている。一定の思想を許容しない画一的な社会が言論・表現の自由を行使する領域を狭め、思想が自由に表明できない事態を招く危険性は現在もある。

4. まとめ

これまで戦前と戦後の簡単な比較を通して、その類似・相違点を整理することで、言論の自由の現状をとらえようとしてきた。違いを大きくとらえ、現状を楽観視するか、小さくとらえ、悲観的に見るかは、それぞれのジャーナリズム観、国家観、社会観、自由観によって異なるであろう。清沢淵は1935年1月刊行の『混迷時代の生活態度』で次のように語る。「社会を仮に二つに分けて、その一方の方面は言論不自由だなどという随分不思議に感ずるであります。何でも自由に言われるじゃないかという人々が、たしかに半分以上あります。何故なら現在自分の言おうとしている通りな社会なのでありますから、何でも言うことができる。ところがあとの二分の一の人々は現在の傾向と違っている。その人々は自分の言おうとすることが何も言えないという言論的抑圧をうけている。そのために私ども筆を持っている者がどれだけ窮屈な思いをしているかということは、読者のあなたにはちょっと想像されないと存じます」(山本義彦編『清沢淵評論集』岩波書店、2002年)。

そもそも自由を行使しようとしなければ制度や社会との摩擦も感じない。行為あるいは行為しようとする意志を持つ人とそうでない人では状況認識が異なるのは当然であろう。また、社会は流動的であり、自由の状況もまた一定の静止した状態ではない。とするならば、「言論の自由」の状況認識は、社会の中で、表現行為をしようとする意志がある人々がどう感じているか、その度合いによるものであり、過去との比較に意味はないのかもしれない。しかしながら、過去と現在の制度等を相対的に見ることで、どのような点が類似あるいは異なるのか、そこからどこを自由のための防衛線とするのかを浮かび上がらせることができると考え、比較整理を試みた。それによる筆者の現状認識は、戦前と戦後の違いはあるが、それは決して大きなものではなく、“もう一步後退”すれば、戦前のように言論・表現の自由が行使できない社会が到来してしまう可能性がある、というものである。

メディアに対する直接規制は少ないが間接規制が多い状況、検閲制度は有事となればいつでも復活する可能性があること、思想の自由に対して社会の寛容度が下がっている状況などからそう認識する。大日本帝国憲法第29条「日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」に存在した「法律ノ範囲内ニ於テ」との限定文言は、戦後の日本国憲法第21条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」では削除された。が、戦後の治安立法・秘密保護法制は、実際状況として「法律の範囲内において」の自由に近づけようとしているのではないだろうか。

そして、“もう一步後退”を押し止めるには、①積極的な取材・報道や表現行為による自由の行使、②報道や表現への直接規制に対する断固たる抵抗と、報道内容の判断を当局に委ねない=自由を放棄しないこと、③思想の自由、言論の多様性を許容する社会を維持すること、であると考えらる。

戦前・戦後の主な秘密保護・治安法制
(※主な条項を抜粋)

戦前		戦後	
官吏服務紀律 (1887年)	第四条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス 2 法令ニ依ル証人鑑定人等ト為リ職務上ノ秘密ニ属スル事項ヲ発表スルニハ本属長官ノ許可ヲ要ス	国家公務員法 (1947年)	第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。
	第五条 官吏ハ私ニ職務上未発ノ文書ヲ関係人ニ漏示スルコトヲ禁ス	自衛隊法 (1954年)	第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。 第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。
新聞紙法 (1909年)	第二十条 新聞紙ハ官署、公署又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ニ於テ公ニセサル文書又ハ公開セサル會議ノ議事ヲ許可ヲ受ケシテ掲載スルコトヲ得ス請願書又ハ訴願書ニシテ公ニセラレタルモノ亦同シ	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法 (1954年)	第一条 この法律において「日米相互防衛援助協定等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定をいう。 2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。 3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。 一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項 イ 構造又は性能 ロ 製作、保管又は修理に関する技術 ハ 使用の方法 ニ 品目及び数量 二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの
	第二十三条 内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ発売及頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得 2 前項ノ場合ニ於テ内務大臣ハ同一主旨ノ事項ノ掲載ヲ差止ムルコトヲ得		
	第二十七条 陸軍大臣、海軍大臣及外務大臣ハ新聞紙ニ対シ命令ヲ以テ軍事若ハ外交ニ関スル事項ノ掲載ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得		
	第四十二条 皇室ノ尊嚴ヲ冒シシ政体ヲ変壞シ又ハ国憲ヲ紊乱セムトスルノ事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ発行人、編輯人、印刷人ヲ二年以下ノ禁錮及三百円以下ノ罰金ニ処ス 第四十三条 第四十条乃至第四十二条ニ依リ処罰スル場合ニ於テ裁判所ハ其ノ新聞紙ノ発行ヲ禁止スルコトヲ得		
出版法 (1893年、1934年改正)	第十八条 外交軍事其ノ他官庁ノ機密ニ関シ公ニセサル官ノ文書及官庁ノ議事ハ当該官庁ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス 2 法律ニ依リ傍聴ヲ禁シタル公会ノ議事ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス 第十九条 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル文書図画ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ発売頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得		

	第二十一条 軍事ノ機密ニ関スル文書図画ハ当該官庁ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス	第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。
要塞地帯法 (1899年)	第七条 何人ト雖要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ要塞地帯内水陸ノ形状又ハ施設物ノ状況ニ付撮影、模写、模造若ハ録取又ハ其ノ複写若ハ複製ヲ為スコトヲ得ス但シ軍機保護法ニ特別ノ規定アルモノニ付テハ其ノ規定ニ依ル	第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。
軍機保護法 (1899年)	第一条 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト称スルハ作戦、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ図書物件ヲ謂フ 2 前項ノ事項又ハ図書物件ノ種類範囲ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム 第二条 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シタル者ハ六月以上十年以下ノ懲役に処ス 2 軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又ハ之ヲ外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者ニ漏泄スル目的ヲ以テ前項ニ規定スル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期懲役に処ス	一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者 二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者 三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの 2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。
不穩文書臨時 取締法 (1936年)	第一条 軍秩ヲ紊乱シ、財界ヲ攪乱シ其ノ他人心ヲ惑乱スル目的ヲ以テ治安ヲ妨害スベキ事項ヲ掲載シタル文書図画ニシテ発行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ為サズ若ハ虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ為サザルモノヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス 第二条 前条ノ事項ヲ掲載シタル文書図画ニシテ発行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ為サズ若ハ虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ為サザルモノヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス 第三条 前二条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但シ印刷者印本引渡前ニ自首シタルトキハ其ノ刑ヲ免除ス	3 前二項の未遂罪は、罰する。
国家総動員法 (1938年)	第四条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ 第五条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民及帝国法人其ノ他ノ団体ヲシテ国、地方公共団体又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ総動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得 第二十条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得	第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。 2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。
		第五条 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。 2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。 3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

	<p>2 政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ国家総動員上支障アルモノノ発売及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得</p> <p>第四十四条 総動員業務ニ従事シタル者其ノ業務遂行ニ関シ知得シタル当該官庁指定ノ総動員業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>2 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル当該官庁指定ノ総動員業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス</p> <p>第四十五条 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ関シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>2 第十八条第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル団体又ハ会社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ為ス法人其ノ他ノ団体ノ役員若ハ使用人又ハ其ノ職ニ在リタル者其ノ業務執行ニ関シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキ亦前項ニ同ジ</p>	<p>4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。</p>
<p>軍用資源秘密保護法 (1939年)</p>	<p>第一条 本法ハ国防目的達成ノ為軍用ニ供スル（軍用ニ供スベキ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）人的及物的資源ニ関シ外国ニ秘匿スルコトヲ要スル事項ノ漏泄ヲ防止スルヲ以テ目的トス</p> <p>第二条 陸軍大臣又ハ海軍大臣（官庁ノ管理ニ属スルモノニ係ルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣）ハ左ニ掲グルモノニ就キ命令ヲ以テ軍用資源秘密ヲ指定ス但シ公示ヲ不適当トスルモノニ係ル指定ハ当該事項又ハ図書物件ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ対スル通知ヲ以テ之ヲ為ス</p> <p>一 全国（関東州及南洋群島ヲ含ム以下之ニ同ジ）又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ生産額、生産能力、生産能力判定資料タル設備ノ種類別数（之ヲ判定シ得ベキ比率ヲ含ム以下之ニ同ジ）及政府ノ決定シタル生産計画並ニ此等ヲ表示スル図書物件</p>	<p>特定秘密保護法 (2013年)</p> <p>第一条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。</p> <p>別表（第三条、第五条-第九条関係）</p> <p>一 防衛に関する事項</p> <p>イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究</p> <p>ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報</p> <p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究</p>

二 兵器ヲ生産スル工場事業場又ハ之ニ転用スルコトヲ得ル工場事業場ノ当該兵器ノ生産額、生産能力並ニ生産能力判定資料タル重要ナル設備ノ種類別数及其ノ設備ニ属スル従業者ノ総数（之ヲ判定シ得ベキ比率ヲ含ム以下之ニ同ジ）又ハ種類別数並ニ此等ヲ表示スル図書物件

三 兵器以外ノ軍用ニ供スル重要ナル物資ヲ生産スル工場事業場又ハ之ニ転用スルコトヲ得ル工場事業場ノ当該物資ノ生産額、生産能力、生産能力判定資料タル重要ナル設備ノ種類別数及其ノ設備ニ属スル従業者ノ総数又ハ種類別数並ニ政府ノ決定シタル生産計画並ニ此等ヲ表示スル図書物件

四 全国又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ貯蔵額及貯蔵設備ノ貯蔵能力、此等ノ判定資料タル重要ナル貯蔵設備ノ当該物資ノ貯蔵額及貯蔵能力、政府ノ決定シタル当該物資ノ貯蔵計画並ニ此等ヲ表示スル図書物件

五 政府ガ貯蔵セシメタル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ貯蔵額、政府ガ当該物資ヲ貯蔵セシメタル貯蔵設備ノ貯蔵能力、政府ノ決定シタル当該物資ノ貯蔵命令等ニ係ル貯蔵計画並ニ此等ヲ表示スル図書物件

六 全国若ハ一地方又ハ重要ナル港湾ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ輸入額及政府ノ決定シタル輸入計画並ニ此等ヲ表示スル図書物件

七 全国又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル特殊技能者其ノ他ノ重要ナル人的資源ノ総数又ハ種類別数及此等ヲ表示スル図書物件

八 全国又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル航空機、自動車又ハ馬ノ総数又ハ種類別数及此等ヲ表示スル図書物件

九 軍用ニ供スル重要ナル鉄道ノ輸送能力及輸送能力判定資料タル輸送統計、此等ヲ表示スル図書物件並ニ軍用ニ供スル重要ナル鉄道ノ施設又ハ車輛ニ関スル重要ナル記録図表及其ノ内容

十 軍用ニ供スル重要ナル飛行場又ハ其ノ附属設備ニ関スル重要ナル記録図表及其ノ内容

十一 軍用ニ供スル船舶ニ於ケル特殊設備ニ関スル重要ナル記録図表及其ノ内容

十二 軍用ニ供スル重要ナル通信連絡系統及其ノ通信能力、此等ヲ表示スル図書物件並ニ軍用ニ供スル重要ナル通信設備又ハ其ノ設備ノ通信能力若ハ連絡系統ニ関スル重要ナル記録図表及其ノ内容

ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト 防衛の用に供する暗号

チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項

イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの

ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第一号イ若しくは二、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。）

ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。）

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

	<p>十三 陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ命令若ハ委嘱ニ依ル重要ナル試験研究又ハ軍事上秘匿ヲ要スル發明考案ニ関スル事項及図書物件</p> <p>十四 軍事上秘匿ヲ要スル気象ニ関スル重要ナル事項及図書物件</p> <p>十五 特ニ秘匿ノ措置ヲ要スル第二号乃至第五号及第九号乃至第十二号ニ規定スル設備、第十三号ノ試験研究ニ関スル設備並ニ此等ノ機構及性能並ニ此等ヲ表示スル図書物件</p>	
<p>新聞紙等掲載制限令 (1941年)</p>	<p>第二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル事項ハ之ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載スルコトヲ禁ズ</p> <p>一 国家総動員法第四十四条ノ規定ニ依リ当該官庁ノ指定シタル総動員業務ニ関スル官庁ノ機密</p> <p>二 軍機保護法ノ規定ニ依ル軍事上ノ秘密</p> <p>三 軍用資源秘密保護法ノ規定ニ依ル軍用資源秘密</p> <p>第三条 内閣総理大臣ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル事項ニ付示達ヲ以テ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ対スル掲載事項ノ制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得</p> <p>一 外交ニ関シ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項</p> <p>二 外国ニ対シ秘匿スルコトヲ要スル事項</p> <p>三 財政経済政策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項</p> <p>四 其ノ他国策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項</p>	<p>ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号</p> <p>三 特定有害活動の防止に関する事項</p> <p>イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究</p> <p>ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報</p> <p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号</p> <p>四 テロリズムの防止に関する事項</p> <p>イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究</p> <p>ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報</p> <p>ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力</p> <p>ニ テロリズムの防止の用に供する暗号</p>
<p>国防保安法 (1941年)</p>	<p>第一条 本法ニ於テ国家機密トハ国防上外国ニ対シ秘匿スルコトヲ要スル外交、財政、経済其ノ他ニ関スル重要ナル国務ニ係ル事項ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノ及之ヲ表示スル図書物件ヲ謂フ</p> <p>一 御前会議、枢密院会議、閣議又ハ之ニ準ズベキ会議ニ付セラレタル事項及其ノ会議ノ議事</p> <p>二 帝国議会ノ秘密会議ニ付セラレタル事項及其ノ会議ノ議事</p>	<p>第二十四条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>3 前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。</p>

	<p>三 前二号ノ会議ニ付スル為準備シタル事項其ノ他行政各部ノ重要ナル機密事項</p> <p>第三条 業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外国（外国ノ為ニ行動スル者及外国人ヲ含ム以下同ジ）ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス</p> <p>第九条 外国ト通謀シ又ハ外国ニ利益ヲ与フル目的ヲ以テ治安ヲ害スベキ事項ヲ流布シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ処ス</p>	<p>第二十五条 第二十三条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 第二十三条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。</p>
<p>新聞事業令 (1941年)</p>	<p>第一条 国家総動員法（昭和十三年勅令第三百十七号ニ於テ依ル場合ヲ含ム）第十六条ノ三ノ規定ニ基ク新聞事業ノ開始、委託、共同経営、譲渡、廃止又ハ休止ニ関スル命令及新聞事業ヲ行フ法人ノ目的変更、合併又ハ解散ニ関スル命令、同法第十八条ノ規定ニ基ク新聞事業ノ統制ヲ目的トスル団体ノ設立等ニ関スル命令及当該団体ニ関シ必要ナル事項並ニ同法第十八条ノ三ノ規定ニ基ク新聞事業ノ譲渡又ハ新聞事業ヲ営ム会社ノ合併ニ付テノ租税ノ軽減ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル</p> <p>第三条 新聞事業ヲ開始セントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ新聞事業主其ノ事業ノ委託、共同経営、譲渡、廃止又ハ休止ヲ為サントスルトキ亦同ジ</p> <p>2 新聞事業ヲ行フ法人ノ目的変更、合併又ハ解散ノ決議ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生セズ</p> <p>3 第一項ノ許可及前項ノ許可ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第四条 主務大臣新聞事業ノ整備ノ為必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ新聞事業主ニ対シ事業ノ譲渡若ハ譲受又ハ会社ノ合併ヲ命ズルコトヲ得</p> <p>2 前項ノ場合ニ於ケル譲渡又ハ合併ノ条件ハ当事者間ノ協議ニ依ル其ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ為スコト能ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス</p> <p>3 前項ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生セズ</p> <p>第五条 左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ主務大臣ハ当該新聞事業主ニ対シ其ノ事業ノ廃止又ハ休止ヲ命ズルコトヲ得</p> <p>一 前条第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ同条第二項ノ規定ニ依ル裁定ニ従ハザルトキ</p> <p>二 第六条ノ規定ニ依ル団体ノ定款又ハ統制規程ニ違反シタルトキ</p> <p>三 当該新聞事業ノ運営ガ国策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ及ボシ又ハ及ボスノ虞アルトキ</p> <p>2 前項ノ処分ハ予メ警告ヲ為シタル後之ヲ行フ</p>	

<p>治安警察法 (1900年)</p>	<p>第八条 安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集会又ハ多衆ノ運動若ハ群集ヲ制限、禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集会ヲ解散スルコトヲ得</p> <p>2 結社ニシテ前項ニ該当スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ違法処分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得</p> <p>第十六条 街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、図画、詩歌ノ掲示、頒布、朗読若ハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作為ヲ為シ其ノ状況安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得</p> <p>第二十八条 秘密ノ結社ヲ組織シ又ハ秘密ノ結社ニ加入シタル者ハ六月以上一年以下ノ輕禁錮ニ処ス</p>	<p>刑法 (1907年、 2013年改正)</p>	<p>第三百十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>行政執行法 (1900年、 1910年改正)</p>	<p>第一条 当該行政官庁ハ泥酔者、瘋癲者自殺ヲ企ツル者其ノ他救護ヲ要スト認ムル者ニ対シ必要ナル検束ヲ加ヘ或器、兇器其ノ他危険ノ虞アル物件ノ仮領置ヲ為スコトヲ得暴行、闘争其ノ他公安ヲ害スルノ虞アル者ニ対シ之ヲ予防スル為必要ナルトキ亦同シ</p> <p>2 前項ノ検束ハ翌日ノ没後ニ至ルコトヲ得又仮領置ハ三十日以内ニ於テ其ノ期間ヲ定ムヘシ</p>	<p>軽犯罪法 (1958年、 73年改正)</p>	<p>第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。</p> <p>三十二 入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入つた者</p> <p>三十三 みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者</p>
<p>治安維持法 (1925年)</p>	<p>第一条 国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p> <p>2 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス</p> <p>第二条 前条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p>	<p>道路交通法 (1960年、 2014年改正)</p>	<p>第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。</p> <p>一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人</p> <p>二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者</p> <p>三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者</p>
	<p>第三条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p>	<p>破壊活動防止法 (1952年)</p>	<p>第一条 この法律は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄与することを目的とする。</p>

	<p>第四条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p> <p>第五条 第一条第一項及前三条ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス情ヲ知りテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者亦同シ</p> <p>第六条 前五条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス</p> <p>第七条 本法ハ何人ヲ問ハス本法施行区域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス</p>	<p>第四条 この法律で「暴力主義的破壊活動」とは、次に掲げる行為をいう。</p>
<p>思想犯保護観察法 (1936年)</p>	<p>第一条 治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者ニ対シ刑ノ執行猶予ノ言渡アリタル場合又ハ訴追ヲ必要トセザル為公訴ヲ提起セザル場合ニ於テハ保護観察審査会ノ決議ニ依リ本人ヲ保護観察ニ付スルコトヲ得本人刑ノ執行ヲ終リ又ハ仮出獄ヲ許サレタル場合亦同ジ</p> <p>第二条 保護観察ニ於テハ本人ヲ保護シテ更ニ罪ヲ犯スノ危険ヲ防止スル為其ノ思想及行動ヲ観察スルモノトス</p>	<p>一</p> <p>イ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七条(内乱)、第七十八条(予備及び陰謀)、第七十九条(内乱等幫助)、第八十一条(外患誘致)、第八十二条(外患援助)、第八十七条(未遂罪)又は第八十八条(予備及び陰謀)に規定する行為をなすこと。</p> <p>ロ この号イに規定する行為の教唆をなすこと。</p> <p>ハ 刑法第七十七条、第八十一条又は第八十二条に規定する行為を実行させる目的をもつて、その行為のせん動をなすこと。</p>
<p>言論出版集会結社臨時取締法 (1941年)</p>	<p>第一条 本法ハ戦時ニ際シ言論、出版、集会、結社等ノ取締ヲ適正ナラシメ以テ安寧秩序ヲ保持スルコトヲ目的トス</p> <p>第二条 政事ニ関スル結社ヲ組織セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官庁ノ許可ヲ受クベシ</p> <p>第三条 政事ニ関シ集会ヲ開カントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官庁ノ許可ヲ受クベシ但シ法令ヲ以テ組織シタル議会ノ議員候補者タルベキ者ヲ銓衡スル為メノ集会及選挙運動ノ為ニスル集会並ニ公衆ヲ会同セザル集会ハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官庁ニ届出ヅルヲ以テ足ル</p> <p>第四条 公事ニ関スル結社又ハ集会ニシテ政事ニ関セザルモノト雖モ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ前二条ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得</p> <p>第五条 屋外ニ於テ公衆ヲ会同シ又ハ多衆運動セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官庁ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定メタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ</p>	<p>ニ 刑法第七十七条、第八十一条又は第八十二条に規定する行為を実行させる目的をもつて、その実行の正当性又は必要性を主張した文書又は図画を印刷し、頒布し、又は公然掲示すること。</p> <p>ホ 刑法第七十七条、第八十一条又は第八十二条に規定する行為を実行させる目的をもつて、無線通信又は有線放送により、その実行の正当性又は必要性を主張する通信をなすこと。</p> <p>二 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる行為の一をなすこと。</p> <p>イ 刑法第六十六条(騒乱)に規定する行為</p> <p>ロ 刑法第八十八条(現住建造物等放火)又は第九十条第一項(非現住建造物等放火)に規定する行為</p> <p>ハ 刑法第一百七条第一項 前段(激発物破裂)に規定する行為</p>

	<p>第六条 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員議事準備ノ為相團結スルモノニ付テハ第二条ノ規定ヲ、議事準備ノ為相会同スルモノニ付テハ第三条ノ規定ヲ適用セズ</p> <p>第七条 新聞紙法ニ依ル出版物ヲ発行セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官庁ノ許可ヲ受クベシ</p> <p>第八条 行政官庁必要アリト認ムルトキハ第二条乃至第五条若ハ前条ノ規定ニ依リ許可ヲ取消シ又ハ第三条若ハ第四条ノ規定ニ依リ届出デタル集会ノ禁止ヲ命ズルコトヲ得</p> <p>第九条 出版物ノ発売及頒布ノ禁止アリタル場合ニ於テ行政官庁必要アリト認ムルトキハ当該題号ノ出版物ノ以後ノ発行ヲ停止シ又ハ同一人若ハ同一社ノ発行ニ係ル他ノ出版物ノ発行ヲ停止スルコトヲ得</p> <p>第十七条 時局ニ関シ造言飛語ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス</p> <p>第十八条 時局ニ関シ人心ヲ惑乱スベキ事項ヲ流布シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス</p>	<p>ニ 刑法第二百五条（往来危険）に規定する行為</p> <p>ホ 刑法第二百二十六条第一項 又は第二項（汽車転覆等）に規定する行為</p> <p>ヘ 刑法第九十九条（殺人）に規定する行為</p> <p>ト 刑法第二百三十六条第一項（強盗）に規定する行為</p> <p>チ 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物使用）に規定する行為</p> <p>リ 検察若しくは警察の職務を行い、若しくはこれを補助する者、法令により拘禁された者を看守し、若しくは護送する者又はこの法律の規定により調査に従事する者に対し、凶器又は毒劇物を携え、多衆共同してなす刑法第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）に規定する行為</p>
<p>戦時刑事特別法（1942年）</p>	<p>第七条 戦時ニ際シ国政ヲ変乱スルコトヲ目的トシテ人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ処ス</p> <p>2 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス</p> <p>3 第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予備又ハ陰謀ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p> <p>4 第一項ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ被教唆者又ハ被幫助者其ノ実行ヲ為スニ至ラザルトキハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p>	<p>ヌ この号イからりまでに規定する行為の一の予備、陰謀若しくは教唆をなし、又はこの号イからりまでに規定する行為の一を実行させる目的をもつてその行為のせん動をなすこと。</p> <p>2 この法律で「せん動」とは、特定の行為を実行させる目的をもつて、文書若しくは図画又は言動により、人に対し、その行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢のある刺激を与えることをいう。</p> <p>3 この法律で「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。但し、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。</p> <p>第五条 公安審査委員会は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対して、当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、左に掲げる処分を行うことができる。但し、その処分は、そのおそれを除去するために必要且つ相当な限度をこえてはならない。</p>

<p>5 第一項ノ罪ヲ犯サシムル為他人ヲ煽動シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ</p>	<p>一 当該暴力主義的破壊活動が集団示威運動、集団行進又は公開の集会において行われたものである場合においては、六月をこえない期間及び地域を定めて、それぞれ、集団示威運動、集団行進又は公開の集会を行うことを禁止すること。</p>
<p>第七条ノ二 戦時ニ際シ国政ヲ変乱スルコトヲ目的トシテ人ヲ傷害シ、逮捕シ又ハ監禁シタル者ハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処ス</p>	<p>二 当該暴力主義的破壊活動が機関誌紙（団体がその目的、主義、方針等を主張し、通報し、又は宣伝するために継続的に刊行する出版物をいう。）によつて行われたものである場合においては、六月をこえない期間を定めて、当該機関誌紙を続けて印刷し、又は頒布することを禁止すること。</p>
<p>2 戦時ニ際シ国政ヲ変乱スルコトヲ目的トシテ人ニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p>	<p>三 六月をこえない期間を定めて、当該暴力主義的破壊活動に関与した特定の役職員（代表者、主幹者その他名称のいかんを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。）又は構成員に当該団体のためにする行為をさせることを禁止すること。</p>
<p>3 刑法第二百八条第二項ノ規定ハ前項ノ暴行ノ罪ニ付テハ之ヲ適用セズ</p>	<p>2 前項の処分が効力を生じた後は、何人も、当該団体の役職員又は構成員として、その処分趣旨に反する行為をしてはならない。但し、同項第三号の処分が効力を生じた場合において、当該役職員又は構成員が当該処分効力に関する訴訟に通常必要とされる行為をすることは、この限でない。</p>
<p>第七条ノ三 戦時ニ際シ国政ヲ変乱スルコトヲ目的トシテ騒擾ノ罪其ノ他治安ヲ害スベキ罪ノ実行ニ関シ協議ヲ為シ又ハ其ノ実行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス</p>	<p>武力攻撃事態法（2003年、04年改正） 第六条 指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。</p>
<p>第七条ノ四 戦時ニ際シ国政ヲ変乱シ其ノ他安寧秩序ヲ紊乱スルコトヲ目的トシテ著シク治安ヲ害スベキ事項ヲ宣伝シタル者ノ罰亦前条ニ同ジ</p>	<p>第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。</p>
<p>第七条ノ五 第七条第三項乃至第五項又ハ前二条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス</p>	<p>国民保護法（2004年、14年改正） 第五十条 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、第四十五条第二項又は第四十六条の規定による通知を受けたときは、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに、その内容を放送しなければならない。</p>

【引用・参考文献】

- 上田誠吉（1990）『治安立法と裁判』新日本新書
- 萩野富士夫（1999）『戦後治安体制の確立』岩波書店
- 萩野富士夫（2012）『特高警察』岩波新書
- 奥平康弘（1967）「検閲制度」鶴飼信成ほか『日本近代法発達史 11』勁草書房
- 奥平康弘（1977）『治安維持法小史』筑摩書房
- 小田中聰樹（2014）『国防保安法の歴史的考察と特定秘密保護法の現代的意義』東北大学出版会
- 海渡雄一・清水勉・田島泰彦（2014）『秘密保護法 何が問題か』岩波書店
- 木下和寛（2007）「自衛隊イラク派遣にみる小泉政権のメディア統制」『応用社会学研究』No.49、立教大学
- 齊藤豊治（1987）『国家秘密法制の研究』日本評論社
- 里見脩（2011）『新聞統合』勁草書房
- 鈴木秀美・山田健太（2011）『よくわかるメディア法』ミネルヴァ書房
- 中澤俊輔（2012）『治安維持法』中公新書
- 中園裕（2006）『新聞検閲制度運用論』清文堂
- 長谷川正安（1976）『思想の自由』岩波書店
- 山田健太（2010）『法とジャーナリズム<第2版>』学陽書房